

農地を貸したい人・借りたい人へ

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地を貸したい人・借りたい人を仲介し、農地の利用集積集約化を進めています。農地の管理に困っている人、土地持ち非農家の人、現在の農業経営を拡大したい人、利用権設定が満期を迎える人などは、事業の活用をご検討ください。

します。

農地パトロールを実施

農地パトロール（農地利用状況調査）とは、遊休農地の把握と発生防止、農地の無断転用防止を図り、農地の確保と有効利用のために実施するものです。7月下旬から8月上旬にかけて、農業委員・推進委員による農地パトロールを行います。調査の際、農地に立ち入ることがあります。あらかじめご了承ください。

農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地で、さまざまな被害が出ています。雑草を放置すると、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。除草などの適切な管理にご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

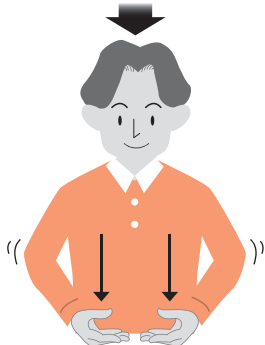
農業委員会事務局

☎ 26・2281（直通）



今月の手話

「安全」



指先を向かい合わせた両手のひらを上に向け、胸元から静かに降ろします。「落ち着く」の意味もあります。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

楽しい話や安売り 目当てに通ったら 高額商品を買うことに

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時（祝・年末年始を除く）
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、会場などに通っていたところ、高額な健康食品などを勧められたというトラブルがあります。

事例

- 無料の商品を目当てに通っていたら2カ月で500万円以上契約していた。
- 4年間にわたり500万円以上のサプリメントを購入した。



トラブル回避ポイント

通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合があります。**このような所には行かないことが第一です。**高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場などに通わせ、最終的に高額な商品を購入させる手口です。被害にあったことに気付いていない高齢者もいます。周りの人は、日ごろから高齢者の様子に気を配りましょう。会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければ、その場できっぱり断りましょう。

困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。

保育所・認定こども園(保育利用の2号・3号) 令和7年度中の新規入所申し込みのお知らせ

保育所および認定こども園に令和7年度からの新規入所を希望する人は、9月9日[㊤]・10日[㊦]・11日[㊧]に一斉申し込みを受け付けます。育休明けなどで令和7年4月以降の年度途中からの入所を希望する人も対象です。母子手帳発行後であれば、出生前でも申し込みができます。

なお、現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

※受付期間終了後は、審査期間となるため、**令和7年1月末までは新年度入所の申し込みができません。**
必ず受付期間内に申し込みをしてください。

	9月9日[㊤]・9月10日[㊦]・9月11日[㊧]
期 日	※上記期間に申し込みができない人は、 9月12日[㊨]～9月30日[㊩] に子育て支援室(保健センター内)で受け付けます。
受付時間	9:00～11:30、13:30～16:30
場 所	保健センター 集団検診室 ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。
必要なもの	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書 <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 } 町ホームページでダウンロードできます。 ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明などが必要になることがあります。 ※求職中で申請する場合は、求職活動状況申出書の提出をしてください。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求められることがあります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ●先着順ではありません。 ●定員などの都合により入所できない場合もあります。 ●入所承諾または不承諾通知は12月末ごろ郵送する予定です。 ●案内・申込書などは子育て支援室や各保育所・認定こども園でも配布しています。 ●例年、初日の午前中は大変混雑します。ご都合がつく人はそれ以外の日時でお越しください。 ●受け付けに時間がかかる可能性があります。あらかじめご了承ください。

入所の基準

保護者および同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または出産後間もない(出産月を含め、前後2カ月までの最大5カ月間)
- ④病気やけがをしているか心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

現在入所中で令和7年度以降も引き続き保育を希望する場合

継続申込書・父母の就労証明書を各保育所・認定こども園に提出してください。

※継続申込書は9月ごろに各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

初心者、男性も歓迎！ リフレッシュヨガ教室

ヨガには体の柔軟性を高めたり、体幹を鍛えたりする効果があります。気持ちよく体を動かして、心と体をリラックスさせましょう。ぜひお気軽にご参加ください。

- ▶期日 8月22日～10月17日の毎週木曜日 (9月5日を除く)、全8回
- ▶講師 スポーツインストラクター
- ▶時間 15:00～16:00
- ▶定員 15人(今年度の運動教室に初参加の人が優先されます。)
- ▶場所 保健センター
- ▶申込期間:7月22日(月)～24日(水)
- ▶対象 40～69歳で運動制限がない人

申し込み・問い合わせ先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)

8月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。あわせてご覧ください。なお、7月の予定は広報6月号17ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
土日開催	健康相談	健康相談のある人	相談内容:子育て・健康管理・その他健康に関する こと 相談員:保健師
	母子手帳交付	妊婦	妊娠届出書を持参してください。
3歳児健診	6日(水)受付12:50～	令和3年5月15日～ 6月14日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
子育て相談会	8日(木) 10:00～12:00 20日(水) 14:00～16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容:子どもの発達や子育てに関する こと 相談員:心理士(または保健師) ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
10～11か月児健診	21日(水)受付13:00～	令和5年9月10日～ 9月29日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
ことばの相談	27日(水) 14:00～16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どものことばに関する こと (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員:言語聴覚士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
運動発達の相談 (作業療法士)	28日(木) 13:30～16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どもの運動発達に関する こと(いざり・ハイハイしない・お座りが できないなど) 相談員:作業療法士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
母乳 & 離乳食相談	29日(金)受付 9:30～	乳幼児と親または家族	持ち物:母子手帳 相談員:助産師・栄養士・保健師 相談内容:授乳(乳房トラブル)、離乳食の ことなど ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3～4か月児健診	30日(土)受付13:00～	令和6年4月1日～ 4月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイアル 24」☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)
▶問い合わせ先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)